

〔晴嵐広報パトロール車管理要項〕

| | | |
|------|--------|-------------------|
| 保有車両 | ○登録番号 | 滋賀580 た 3386 |
| | ○車名・車種 | スズキ・軽自動車常用 |
| | ○排気量 | 0.65 ℓ |
| | ○車台番号 | MH22S-426408 |
| | ○登録日 | <u>平成20年8月28日</u> |

1. この車両は晴嵐広報パトロール車(以下「広報パト車」という)と称し、地域の安全、交通安全の啓発を主たる目的として活用する。
2. 広報パト車の総括管理責任者は、晴嵐学区自治連合会長とする。
3. 広報パト車の運行・維持管理者は、晴嵐学区防犯推進協議会とする。
4. 広報パト車の使用は年間計画に位置付けられた継続的なパトロール活動を優先使用するものとする。その他、公共的活動に使用する場合は、一週間前までに運行・維持管理者に届け出なければならない。但し、緊急を要する場合又は学区事業用務に必要な場合は、この限りではない。
5. 広報パト車の使用を申し込む場合は、必ず使用日時、目的、団体名、運転予定者の氏名を晴嵐市民センター内に備付けの『広報パト車貸出簿』に明記するものとする。
なお、広報パト車は21歳以上の者でなければ運転できない。
6. 広報パト車の使用にあたっては、『広報パト車貸出簿』に団体名、氏名等必要事項を記入の上、鍵を借りること。
7. 青色防犯パトロールを実施する場合は、必ずパトロール実施者証を所持した者が運転、又は同乗しなければならない。また、パトロール実施注意事項を遵守すること。
8. 広報パト車の使用後は、車内に備付けの『運転日誌』に運転者・同乗者の氏名、目的、走行コースを記入し、速やかに鍵を返納するものとする。
9. 広報パト車を運転中に事故を起こした場合は、誠実に対処するものとし、速やかに警察署に届けるとともに、状況によっては救急車の出動を要請することとする。また、必ず運行・維持管理者に報告しなければならない。
10. 示談交渉において、任意自動車保険の契約範囲、補償限度額(対人・対物等)を超える補償が必要となった場合、運転者・同乗者にも責任を負ってもらう場合があるので十分安全運転に心掛けること。
11. 広報パト車の維持管理費は、趣旨に賛同する各団体の協賛金により賄うものとする。
なお、その他の団体が使用する場合は、応分の負担を求める。
12. その他、必要な事項はその都度、役員会に諮り決定する。

- 付則
1. この要項は、平成14年4月26日から施行する。
 2. 平成19年7月26日 一部改正
 3. 平成20年10月3日 一部改正